

## ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

### 2013 年度第 8 回（通算第 11 回）

日時：2013 年 12 月 13 日（金）16：00～18：00

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

きょうは、一応ワーキンググループとしては、最終回ということです。90 分以内でレビューしたいと思います。2 部から始めて、それで 2 部が終わったところで 1 部に戻って最後にレビューするという事です。

作本審査役：

実は 2 部のほうは、ほとんど前回と変わったところありませんので、手短に進めさせていただきます。よろしいでしょうか、座長。

村山座長：

はい。

作本審査役：

2 部のほうは 7 ページからでしょうか。こちらのほうで前回コメントを受けて、いただいたところはありません。よろしいでしょうか、変わっていなければ。7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページ。解説という前についていた説明文書がありますけれども、CSR の説明文書は、今回削除ということで、空欄が 11 ページまで続きます。

佐々木主幹：

作本さん、9 ページに修正が。事業の。

作本審査役：

アンダーラインのところ。

作本審査役：

アンダーラインのところは、前回既に済んでいるところで、最終的に中の文書決裁のために、比較表をつくる時に、とりあえず分かるところで、今、線を引いたということで、黄色の部分だけです、今回。ごめんなさい。

佐々木主幹：  
申しわけないです。

作本審査役：  
ですから、今日ここでは、黄色の部分だけを取り上げて、前回のご指摘を反映させたということになります。

じゃあ、また第3部のほうに入ってよろしいでしょうか。

佐々木主幹：  
第3部というか、2が終わりましたので、1部に戻って、最初から、通しで。

作本審査役：  
分かりました。じゃあ申し訳ありません、最後のラウンドになりますが、1部、1ページ目からいきます。

最初の基本理念ですけれども、これについては、いろいろ皆さん方からご意見をいただいて、左の黄色の下になります。黄色は全部削除になっておりますが、前に我々が提案したのは、黄色の文章、これを変更させていただいて、旧に戻すとともに、「2003年に」という言葉を、追加させていただいて、冒頭の理念の部分に、第1パラグラフになります。いいですか。

村山座長：  
塊ごとに進めましょう。

作本審査役：  
第2パラグラフは、前に出ました、「前身としてアジア経済研究所」という文言を入れるかどうか、ということで、皆様方からのこれを採択させていただいて、日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されてから、ということで入れてあります。あとは、「経ようとしている」じゃなく、「経ている」で十分足りるということで、表現を改めました。1ページはこれだけです。

2ページのほうに移りますと、これもここでご指摘いただきましたけれども、国際協力の関係で、必要性が強調されているという、既に削除されている文よりは、そういう意識は普遍的に認識されているんだという、現状をとらえてくれ、ということだったので、いた

できました表現で、「重要性が普遍的に認識されている」ということで、改めさせていただきました。

2 ページ目の下のほうでありますけれども、このような背景の中で、というところでありますが、「環境社会配慮を実施し、持続」という、この文言は、必要はないだろうということで、取らせていただきました。あと、「公的機関のJETROにとって」の、「にとって」がなくても、文章つながるということで、削除させていただいたこととなります。

3 ページ目に進みます。よろしいですか。

村山座長：

目的の前まで。

作本審査役：

それでは、3 ページの、パブコメの表現方法なんですけれども、これについては、こちらのほうでご検討いただきまして、「外部からの意見聴取を経て、改定されたものである」という表現が一番分かりやすいということで、直させていただきます。あと直前に、諮問委員会の「委」が落ちていましたので、ここでご助言いただきましたので、訂正させていただきました。

村山座長：

黄色の部分が、修正ということですか。

作本審査役：

前回のご意見を受けて、修正した部分です。

村山座長：

この部分、いかがでしょう。よろしいですか。

では先へお願いします。

作本審査役：

進めさせていただきます。2 の「本ガイドラインの目的」というところであります。ここは案件形成等調査の、「等」に関わるところが、何か所かあります。最後に、別紙のところに出てきますが、「等」という表現を残したのは、3 ページのこの部分だけであります。本ガイドラインの第1 パラグラフで、「第3 部案件形成等調査事業の環境ファイルについて、それぞれとりまとめする」ということで、ここだけ「等」を残して、それ以外の箇所は全て、「JETRO 調査」「案件調査」というような形で、「等」はあえて必要ないだろうということで、ここだけ例外になっております。

次の、こういう箇所が、これから複数出てきますが、4 ページ目の一番上になるかと思いますが、ここは読みやすくするという目的で「貧困層と先住民族等」。前はコンマだったのですが、ここに「の」を入れるということで、「の社会的脆弱なグループ」ということでのなげました。

あとは4の「社会環境と人権の配慮」の4 ページの一番下のパラグラフでありますけれども、これも同じように、「マイノリティー等の」と入れることで、間のコンマの表現を修正させてもらった形です。

柳委員：

さきほどの3 ページの、本ガイドラインの目的の「案件等調査」というのは、12 ページの基本的な考え方の、案件等調査（以下 JETRO 調査という）」のが、12 ページに出てくるんですけど、最初に出てくる、ここに、かっこして「JETRO 調査という」というのを入れたら、後は要らないということになると思いますけれども、そうはしなかった理由というのは、何かあるんですか。

作本審査役：

これは佐々木さんと話したんですが、元のガイドラインをつくるときに、案件等調査という言い回しと、あと、JETRO 調査でもって特定した場合、JETRO が受けている具体的な調査を、JETRO 調査という形で、うまく使い分けされているということを見ていて、気づいたんです。この第3部のところでJETRO 調査だけを取り扱っていると。案件等調査、案件調査とかいうことは、一切触れずに、JETRO が受けたものというだけを、この第3部は扱っていますから、それこそ「等」は全く入れない形での説明が、行われています。第3部ですが。

柳委員：

第3部は、「等」は、ずっと入っているんじゃないですか。

作本審査役：

これは書いてあるんですけども、横線でちょっと見づらい。

柳委員：

消しているの？

作本審査役：

横線で消すと、「等」の真ん中の棒だけが、横に長くなるという。

柳委員：

ああ、ここは消しているんですか。

作本審査役：

ええ、ちょっと見づらいんですが、「等」の「寸」の上の棒だけが長くなって、これは削除に。

柳委員：

そうすると、これは現行と同じですよ。現行で、第 3 部は案件形成調査事業と言っているわけですよ。

作本審査役：

そうです。ただ、総体としての、固有名詞としては、「等」を入れた形で、事業担当の部署は使っているということで、そこだけを残して。

柳委員：

でも実際には、3 部というのは、JETRO 調査のことを言っているわけですよ。

作本審査役：

そうです。そういうことになります。

柳委員：

3 部との整合性を考えると、これは「等」を入れておいて、JETRO 調査としておくのは、一貫性があるような気がするんですけども。「等」を取っちゃうと、案件形成調査というと、一般的に、案件形成調査が全部入るんだ、というふうに考えられちゃうと、それは困るわけでしょう。

作本審査役：

そうですね。固有名詞に関わる場所は、元どおり「等」を入れた形の表現にして、案件形成調査方法、調査の性格を示すところは、案件形成調査ということで十分じゃないかと。JETRO の第 3 部で行われている具体的な調査に対しては、JETRO 調査という表現で、全部統一していいんじゃないかと。そのように考えています。

柳委員：

でも 12 ページでは、「等」が入っていますね。これは消しているんですか、ここも。消していないですよ。

作本審査役：

これは固有名詞ですから、「等」が残った形で、線は引いていません。「等」は生きています。

村山座長：

引いていないんですか。

柳委員：

これ、消しているの？ 消しているんだったら、やっぱり黄色をつけておかないと。

作本審査役：

そうですね。

佐々木主幹：

ここは固有名詞なので、消さなかった。

作本審査役：

消さないんですって。

佐々木主幹：

ええ。一般的に用いるのであれば、「等」は要らないけれども、ここは事業の名前でやっていますので、ここだけは「等」をつけているんです。

高梨委員：

でも、下で JETRO 調査と言っているから、ここも「等」を取ってもいいと思います。一般向けにも、できたら使うから。そういう面で、3 ページのところも取ったほうがいいと思います。

柳委員：

多分、ここは 6 ページの「案件形成調査とは」で定義しているわけですね。これは JETRO 調査のことを言っているんだと。そういうことを言っているわけですね、3 ページは。

村山座長：

ただあれですね、実質的に、案件形成調査ではないものが含まれてきているというところから、「等」というのも加えようか、という話があったと思うんです。

作本審査役：

そうなんです。一回り、ぐるっと回ったときに、もう JETRO の案件調査という特定があるなら、「等」は要らないんじゃないかというふうに、また原点に戻っちゃったんですけど。

村山座長：

だから固有名詞がついた場合は、要らないと思うんですけども、最初のあたりでは、案件形成調査といいながら、そうじゃないものも入っているので、「等」が入っていてもおかしくない気はしますけど。

高梨委員：

6 番のところで定義しているところがありますね。一般の人には分からないと思う。

作本審査役：

分からないんです。6 ページの (3) のところが一番、両方まじった文章になるかと思うんですけども、6 ページに (3) がありますね。ここでは「案件形成等」とはしていませんけれども、「案件形成調査」というのは、一般的にはこういうものであると。調査である。JETRO の案件形成、ここで等を入れる必要は、ここは確か入っていると思うんですけども、「案件形成調査とは、JETRO が行うところの案件形成調査である」という、こういう一般的な説明で、ここに「等」を入れると、JETRO が勝手に膨らませているというふうに、JETRO がやっているのは、案件形成調査でいいんじゃないかという、村山先生がおっしゃった…。どの議論も一回りしたんですよ。

高梨委員：

最後はどうなったんですか。「等」を入れたんですか。

柳委員：

最後は、「等」を入れたんじゃないですか。

作本審査役：

固有名詞で入れよう、ということだったんですよ。だけど JETRO の案件調査について、何も「等」を入れることはないんじゃないかと。

佐々木主幹：

そういう結論。

作本審査役：  
そんな感じで。

高梨委員：  
取ったような気がする。

佐々木主幹：  
取った。一般的には取って、どうしても固有名詞のときだけ「等」を入れる。これは前回の、元のガイドラインもそうになっています。固有名詞を入れたときは、「等」をつけているけれども、ほかは外している。

高梨委員：  
固有名詞って、どこに入れるの。

佐々木主幹：  
例えば、日本再生うんたらというような名称が出てきたら、実際には別紙以外は出ていないですね、作本さん、これ。

作本審査役：  
そうですね。別紙のところの固有名詞を紹介するようなときに。

佐々木主幹：  
最後の別紙3というやつですが。

柳委員：  
その後に注をつけて、別紙のことを意味しているんだよ、というふうに言ったほうが、外部的には分かりやすいですね。要は内部だけが分かって、外部の人は分からないというと、それはどうなんですか。

作本審査役：  
つぼというか、はっきりしたくないところも、ここに同時に重なっているんです。

柳委員：  
そこはやっぱり、明確にしておいたほうがいいんじゃないですか。

村山座長：



済みません、ちょっと今の話は全体に関わるので、頭に置きながら、最終的に。

作本審査役：

はい。済みません。

村山座長：

3 ページの、目的の「等」をどうするかです。

作本審査役：

目的の「等」をどうするかが残っている。次の 3 ページ、残りは問題ないと思います。

村山座長：

はい。4 ページも、先ほどもうご説明いただきました。5 ページは特にはないですね。

作本審査役：

5 ページも、特に修正箇所はなかったと思います。過去の議論は、横線、下線の部分です。

村山座長：

それでは次、6 ページでしょうか。6 ページは、先ほどの議論で。

作本審査役：

これの延長線上です。

村山座長：

「等」は入らないですね。ここは定義なので、入れないほうがいいですね。あと 7 ページ以降は、いかがでしょう。

作本審査役：

7 ページの (6) の「スクリーニングとは」のところの「等」を取っています。「JETRO 案件形成調査」という呼び方をしているということで、「等」を外してあります。あとは同じように (7) その直後でありますけれども、これも 2 行目の「形成等」の「等」を取って、JETRO の全部、案件形成調査で、1 つの呼び方でやっております。

村山座長：

ここまで、よろしいでしょうか。

よろしければ、じゃあ、2 部は先ほどご説明いただいたので、3 部に飛びましょうか。

作本審査役：

前にご意見いただいたとおり、12 ページ一番上の、「基本的な考え方」で、これだけに注が残っているのはどうだろうか、という意見と、注の内容は、12 の下、ページ番号のところにながなと書いてあって、これもあえて必要ないだろうと。事業名が変わったのであれば、その都度変えるのは当然だろうということで、この注自体を外したらどうか、というようなことがありましたので、注自体を削除、ということでやらせていただいています。そうすると、文章全体でも、注が一切ないというような形になっております。

柳委員：

そうすると、アンダーラインの部分というのは要らない、ということ？

作本審査役：

アンダーラインというのは、これは……。

柳委員：

いや、そういう意味じゃなくて、受託している案件形成調査事業を対象とする、ということで、ここのかぎかっこで、アンダーラインを引いているところは、名前が変わる可能性が、今後あるわけですね。だから注をつけて、とりあえずは、平成 20 年の名称ではこうだけど、と言っているわけですね。でもどういう名前で受託するかは、今後分からないじゃないですか。そうすると、ここのかぎかっこに入れておく意味合いがない、ということじゃないですか。だから受託している案件形成調査を対象としているんだ、ということだけでいいんじゃないですかね。名称は要らないと。

村山座長：

そこはいかがですか。私もそのほうがすっきりすると思います。

作本審査役：

私もすっきりすると思いますが、現場のほうはどうですか。これに別紙がついてくると、予算名称が特定されていたほうがいいのかどうか。3 部は METI からの委託調査だけに限った内容でありますから、お任せします。

村上課長：

そうですね。別紙の 2 と 3 で、事業名が残っているところがあって、そこの兼ね合いが気になるところであります。ただ、おっしゃるとおり、事業名はもう来年度変わりそうだという話は聞いていますので、多分また、ここは変更しなきゃいけない、というのは分か

っているところであります。

村山座長：

別紙を参照している部分は、あるんですか。本文で。別紙だけであれば、そこを変更するのは、あまり大きな話ではないと思うんですけど。

柳委員：

それだったら、別紙の 4 を入れておいて、案件名は除いておけば。

村山座長：

本文は、さわらずに。

作本審査役：

本体のほうは、手をつけないで済む、ということになりますね。

村上課長：

そうですね。

作本審査役：

どうですか。

村上課長：

そうであれば。

高梨委員：

これずっと使うのかです。これは何のための調査かというのを、分かるようにしておいたほうがいいんですよ。だから、もしここで省いちゃうのであれば、別紙でリファするようなことを、入れておいたほうがいいじゃないですか。じゃないと、自分たちのやっているのが、JETRO さんの事業なのかどうか分からないね。ここに入れちゃうと、さっき言ったみたいに、変わるという可能性があれば。最初に思ったのは、これは何年度のものということで、注を入れようかと思ったんですが、それもまた大変だから。皆さんの言うように、省いちゃうとすると、少なくとも別紙というのを置いてもらって、リファしていないと、使うほうからすると、JETRO 調査といたって、何を指すのか分からないです。

。

作本審査役：

そうですね。それとあと、私は今、高梨委員のおっしゃるとおり、削除してしまうと、これが独り歩きするんですね。将来、民活が入ってきたときにも、無理やり今の第 3 部を、形が違って適用せざるを得ない、ということになりますね。これが 1 つのモデル、全てに対して共通するモデルが、この第 3 部で提供されることになるから、そういう意味では。

柳委員：

民活が入ってきたときはどうするんですか。

作本審査役：

石油が前に入っていましたでしょう。そのときは別紙も何も、全然仕組みの違うものが入っていたんです。

柳委員：

もし入ってきたらどうするんですか。ここには書いていないから。

作本審査役：

将来どうなりますかね。

村上課長：

METI の、等という、経済産業省等から受託しているということで、最初から、そういう想定で議論しましょう、というお話だったと理解しているので、別に資金協力課の委託だけを指しているわけじゃないという、そういう前提だったと思うんです。

作本審査役：

そこだけじゃなくて、本文に書かれているこの内容は、そうすると事業の種類、民間が絡もうと、PPP であろうと、ODA であろうと、全てにこのモデルが使われますよということが、基本原則になりますから。

村上課長：

今でもそうです。

作本審査役：

今でもそう。これで無理がないですか。

村上課長：

ええ。今でもそうですから、無理はないです。

作本審査役：  
分かりました。

佐々木主幹：  
これは別紙の書きかとも関係していて、村上ともこれは話したのですが、別紙2、別紙3というのは、ほぼ同じなんです。前の石油というのは、ちょっと別な書き方をしていたんですが、今は、この2つの事業は同一なので、1本でいいじゃないか、という議論をしたんです。ただ、現場のほうから、名前ごとに、趣旨がもともと違うので、結果、同じ中身になったとしても、別々に、別紙2、別紙3と、やはりやりましょうねということで、事業別になっています。

高梨委員：  
そのほうが使うほうからするといいか。

佐々木主幹：  
民間の人が見たときに、自分の事業を探しますから、名前で。ああ、これは俺のところだな、ということで、そういう見つけ方を、しやすいということを考えれば、やっぱり事業名は残しておいたほうが。

柳委員：  
でも、別紙のところ、ここでJETRO 案件調査とは、新興国での新中間層獲得に関する日本再生事業とか、個別のやつを、まず全部入れておいて、それで別紙のほうに移っていく、前に入れておいたら、別に前のほうにはなくても、別紙のようにならなければ、別紙を見て判断するので、案件名が変わっても、一々本則はいじらなくても、別紙だけをチェックしていけばいいということで、作業的にそのほうがいいんじゃないかな、と思うんですけど。ここからは除いたからといって、本則から除いたからといって、何をやらなきゃいけないのかが分からないということはないと思うんです。別紙と明示してあれば。

高梨委員  
そうすると前提のところ、事業名を消して、別紙のように入れるんですか。

柳委員：  
はい。

高梨委員：

いいですね。

村山座長：

経済産業省等から受託している、別紙の案件形成調査。番号はつけなくていい、ということですね。

作本審査役：

別紙 1 とか、2 とかというのは、特定があるので、それを入れておかないと、宙に浮いた別紙になっちゃうので。

佐々木主幹：

別紙 2 と 3 ですね。

柳委員：

だから別紙の前に、この本件で、別紙 1 とは何々、別紙 2 では何々、別紙 3 では何々と、それぞれの事業名が入るわけですね。少なくとも 2 と 3 には入るわけですね。

作本審査役：

2 と 3 には入ります。

柳委員：

だから、それを意味しているとかいうのを、頭書きで書いておかないと。やっぱり親切じゃないかなと。

作本審査役：

そうですね。

柳委員：

この別紙の前に、そう書いておけばいいんじゃないですか。

村山座長：

別紙の前は、本文。

作本審査役：

別紙の前に、そういう断りを入れていいですか。

柳委員：

いや、別紙の後か。

作本審査役：

別紙というのは、僕らがもう一つこだわっているのは、これは役所がつくった説明書のコピーなんです。ですから、できるだけ手を触れたくないというのがありまして、そこに追加のような、JETRO 独自がつくる別紙ならいいんですけど。

柳委員：

別紙 1 はあるけど、別紙 2 は、ないんでしょう？

作本審査役：

ないです。

柳委員：

だから、別紙だったらいいじゃないですか。別紙として。

作本審査役：

目次つくればいい。

村山座長：

それもあるんですけど、例えば、別紙 2 を事業に関わる内容にして、その中に、例えば 2 つ、(1) とか (2) で、それぞれの事業について、表記していただければ、別紙 2 と別紙 3 を合わせる形で表現できますよね。

村上課長：

別紙 2 というのが、個別案件票における、環境社会に関する項目の記述要領で、別紙 3 が調査報告書における記述要領で、ちょっと目的が違います。

村山座長：

じゃあ別紙 2 が、事業に関わる話なんですね。

村上課長：

個別案件票、いわゆる企業が、提案書をつくる際に書いてくるもの。

作本審査役：

応募書類ですね。

村山座長：

その中に、事業名が入ってくるわけです。

村上課長：

そちらにも入っていますし、別紙 3 にも入っています。

作本審査役：

入れることにしました。ここでは、18 ページに出てくるように、一応ここでは、固有名詞を入れることにしました。

村山座長：

じゃあ、別紙 2 及び別紙 3 に示す案件形成調査、というようにしておけばいいということですね。

作本審査役：

そしたらもう、はい。

高梨委員：

別紙として、ですか。

村山座長：

いや、別紙というのはなくして、入れずに、今の別紙 2 と別紙 3 ですね。

高梨委員：

今言われていたのは、どこに入れるんですか。頭書きは。

村山座長：

それは、先ほどの 12 ページの前提のある、具体的な事業名の代わりに、別紙 2 及び別紙 3 に示す案件形成調査。

高梨委員：

そっちに行く。分かりました。

村山座長：



そうすれば、内容が変わったり、減ったり増えたりしても、別紙の内容は、変えておけばいいですね。

高梨委員：

来年度もう変わるんですか。

村上課長：

名前は変わると聞いています。まだ発表していないでしょうけど。予算が通っていないので。

作本審査役：

じゃあ、今の。

村山座長：

とりあえずそんな形で。

作本審査役：

まとめた形で。そうすると、本体は将来、頻繁に変える必要はないということで。じゃあ、よろしいですね。

村山座長：

ここの「等」は取る、ということですね。案件形成調査でいいですね。

作本審査役：

はい。これは「等」を取る。

村山座長：

もともと入っていないですね。

柳委員：

入っていない。

村山座長：

現行入っていないから、変更なし、ということですね、結局。

作本審査役：

ありがとうございます。

村山座長：

じゃあ先に行って、13 ページは、いかがでしょうか。

作本審査役：

13 ページは、黄色の部分も削除ですね。ここで合議いただいた。

村山座長：

これは、削除ということですね。

作本審査役：

これも、ここでご意見をいただいた上で、この部分を削除しよう、ということになりました。

村山座長：

先へ行っていただいて、14 はなし。15 ページは、いかがでしょうか。

作本審査役：

15 ページは、別紙 2 というのが、ガイドラインにくっついているにもかかわらず、本体部分には、別紙 2 という表記がないということが、ここでも議論されたと思います。それで、本当に差しさわりのない、昔のガイドラインで使っていたこの 2 行を持ってくれば、いいんじゃないかということで、15 ページの 2 の (1) の 1)、別紙 2 を指し示すためだけで、内容は特にありませんが、入れさせていただきました。ここでは申請書（個別案件票）というのが、固有名詞になっていまして、そのまま使わせてもらっています。応募書類ですね。

高梨委員：

主語は。

村山座長：

もともと主語は。今の現行は、調査の提案者は、と入っていますね。これは入れたほうが。

高梨委員：

そうですね。

村山座長：  
そうですね。

作本審査役：  
これを入れる必要は、要領に関しては、これを見なさいということで、誰がというのは、必要ないんじゃないでしょうか。1) の部分は。全員に対して言っている文章なので。提案者だけについて、言っているとは思えないんですが。

高梨委員：  
でも、次に2)、3) で、それぞれ JETRO の話が出てきちゃうでしょう。

作本審査役：  
ええ、JETRO 担当部という主語があります。

高梨委員：  
そうすると、1) も。

作本審査役：  
1 も、主語が必要だと。

高梨委員：  
それに、JETRO じゃないですね、これは。

作本審査役：  
JETRO じゃないんです。

高梨委員：  
調査の提案書は、と入れたほうがいいんじゃない？

作本審査役：  
調査の提案書を見てください、という意味ですね。

高梨委員：  
そういう意味です。

作本審査役：

分かりました。

村山座長：

そのまま入れちゃうと、やや表現的には、ぎこちないですか。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

調査の提案者が、何々に関しては、となっているので。

作本審査役：

どのような表現がいいですか。

村上課長：

提案書を作成する際に、このガイドライン別紙 2 を見て下さいね、というのはメッセージのところですよ。

作本審査役：

申請書の作成に当たっては、ということにしますか。当たっては、調査の提案者は、本ガイドラインの別紙 2 を参照しろ、という形で。記述要領。

村山座長：

かぎかっこは、別紙 2 のタイトルそのものですよ。

作本審査役：

そうです。そのまま固有名詞だと思ったので、このまま、かぎかっこを入れました。

村山座長：

だから例えば、調査の提案者は、別紙 2 を参照して、申請書を作成すること。

作本審査役：

これは、METI あての文書になっちゃうんですね。それは我々の越権行為になっちゃうので。

村山座長：

そこの話もありますか。

作本審査役：

提案するのは、うち向けじゃなくて、METI との関係の文書なので。

村山座長：

提案申請書を作成する、でもだめですか。

作本審査役：

作成する上でこれを見てください、というのが重要なところで、申請をどこに出そうが、それは関わらないという。

村上課長：

見て作成してください、というのはいいんじゃないですか。申請は METI。

作本審査役：

METI 向けなんですね。参照の部分は、うちにかかるところ。

村上課長：

作成に当たっては、見てくださいというのであれば。

村山座長：

申請書の作成に当たって、別紙 2 を参照すること。

作本審査役：

調査の提案者は、別紙 2 を参照。本ガイドラインは要らないですか。参照で、文章が切れちゃっているんですけど。

村山座長：

参照する。

作本審査役：

する、でいいですか。

柳委員：

することが望ましいとか、何か入れたほうがいいですか。何か、しばっちゃうわけでしょう。経産省としてみれば、何でしばられているんだ、という。

作本審査役：

知らないうちに、我々までしぼるのか、となっちゃいますので。

村山座長：

形式上は、JETRO が受託するかどうかは、まだ決まっていない、という時期ではありますね。

作本審査役：

矛盾が。

村山座長：

ややこしいな。まあ、望ましいですか。

作本審査役：

望ましい、でいいんですか。

柳委員：

期待されるとか。

村上課長：

提案する上で使ってください、と言っているのです。

作本審査役：

「作成に当たっては、調査の提案者は、別紙 2 を参照する」でいいですか。

村上課長：

はい。

作本審査役：

分かりました。

村山座長：

じゃあ、そうしましょう。あとは、ここは片かつこの番号をつけた、ということですね。

作本審査役：

番号 1 をつくったことによって、2、3、4 の番号が、ずれたということで議論してあります。

村山座長：

あとは、主語とかを明確にして。

作本審査役：

そうですね、主語はこれで、番号、3 番目、4 番目、ずっと入っていますね。

村上課長：

済みません、スクリーニング様式の作成の文言が取れちゃっているのは、よろしいですか。前のバージョンだと、(1) の「1.」に、スクリーニング用紙を作成し、決定する、になっているんですけども、今回、スクリーニング様式を作成する、というところが落ちてい

村山座長：

これは入れられない、という話ではなかった……。

作本審査役：

スクリーニング様式というのは、ガイドラインの一部じゃないんですよね。ですから、今はもう一人歩きして、応募書類の中の 1 つになっちゃっている、という意味で考えています。

村上課長：

そういうことで。失礼しました。

作本審査役：

ですから、2) では、端に記入内容だけをチェックするしか、我々にはできないということ。

柳委員：

これまでのところで、先ほど村山委員長が言われた、各案件形成と、調査の「等」は、みんな取っちゃうですね、ここの 3 のところでは。

村山座長：

そこは要らない気がします。

柳委員：

「等」を取るとなると、先ほどの第 3 部の柱書というか、頭にも「等」が入っているので、これは取らなきゃいけない、ということですよね。12 ページの 1 行目。

作本審査役：

表題はどうですか、これ。第 3 部案件形成等調査の「等」も。

柳委員：

「等」は要らないんでしょう。「等」はなくなったんでしょう。

作本審査役：

一般的に言う場合には、「等」は要らないということでいけば、とっちゃいますね、これは。

柳委員：

だから、それ以外のものがあるんだったら、それは「等」が。要は JETRO 調査以外のものも、そうていしているんだったら「等」が要るかもしれないけれども、それはないんだというのが第 3 部だということであれば、「等」は要らないということ。

村山座長：

ここで外すとすれば、最初のやつの「等」は入らないということになりますね。

作本審査役：

そうですね。本当に限定的に、固有名詞だけに限って、一切取ったほうが。読む人からすれば、何で「等」がここにきているんだと。「等」の部分は何だと聞きたくなりますね。

柳委員：

もしそうだとすると、15 ページの 2 行目、それから 8 行目の「等」も要らないということですよ。

佐々木主幹：

(2) と (3) の中、1 個ずつ。

柳委員：

(2) と (4)。

佐々木主幹：

(4) か。



作本審査役：

これも、「等」は削除だと思います。

柳委員：

削除だったら、黄色くしておかないと分からない。これは普通の「等」だと思います。

作本審査役：

そうですね。ありがとうございます。

村上課長：

そうすると、12 ページの (1) の 1) の 1 行目にある、「経済産業省等から」の「等」も、これは、まさに JETRO 調査は、METI からしか受けないので、残さないで取ってしまったほうがいいんじゃないでしょうか。

村山座長：

ほかはないということ。

村上課長：

第 3 部のことを、JETRO 調査のことだけを言っているのであれば、もうここは要らないですよ。最初の議論は、でも、そこに限定しない、という話だったと思うんです。

佐々木主幹：

どこから来るか分からないので。

柳委員：

もちろん、そうなんですけど、経産省だけれども、それから、次の中間法人に落ちているんでしょう。それから委託しているわけでしょう。

村上課長：

そういうことを指していると。

柳委員：

だから、そこには、ちょっと「等」が含まれるじゃないの、という議論だと思います。ダイレクトに、経産省から受けていれば、それはいいんですけども、今の形式は、何か…

作本審査役：

我々の気づかないことを。

村山座長：

我々も勉強しました。また元に戻るんじゃないか。

高梨委員：

そういう意味で、JETRO 調査というと、若干ミスリーディングのところもあるんだね。

作本審査役：

そうですね、自分でやっている、という意味合いが。

佐々木主幹：

今の柳先生の件は、議論しましたよね、1回。

柳委員：

しました。

村上課長：

じゃあ、ここは残す。分かりました。

村山座長：

16、17 が、オーケーですね。18 以降の、「別紙の関係でいかがでしょう。

作本審査役：

じゃあ、まず別紙 1 を片づけさせていただきます。別の紙で、こういう一覧表を持ってきました。これは古いガイドラインのときには、本体の一部を構成していたもので、これをちょうど、あいた隙間といいますか、別紙 1 のところに、これを埋め込むという形で、これについても、用語等の修正、あるいは表題の修正を行いましたものです。これについては、議論は数回前に終わっていますので、よろしいんじゃないかと思います。特に指摘された、縦軸の左から見て、3 番目と 4 番目を入れ替えるとか、表題を入れ替えるとか、あとは細かい字句、あるいは希少生物とか、そういうようなことがありました。別紙 1 は、よろしいですか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

別紙 2 と 3 ですが、既に先ほど佐々木さんからご紹介ありましたとおり、どういう形、2 と 3 を残す、あるいは、変えるかということで、現場ともいろいろ話がありました。ここには、むしろ、2 と 3 で、1 行目を、それぞれ残すこと、あとは今回、似たような事業が、同じ部局から出ています。新興国の事業と先ほどのエネルギー関連のほうですか、2 本あるんですが、それぞれについて、事業実施者が異なるので、同じことを繰り返しても、別紙 2 の中に書き込んでほしい、というようなことがありました。

18 ページから見ていけば、別紙 2 の冒頭に、申請書（個別案件票）ということがありまして、これは応募用紙の段階で、こういうことを書いてください、気をつけてください、ということです。ここでまず、1 本目の柱。18 ページの一番下に、1 本目の事業がありまして、19 ページ以降に書かれている内容は、昔使われていたガイドラインの文章が、ほぼそのままです。変わった箇所は、また後で申し上げますが、変わっておりません。

2 本目の柱として、20 ページに、エネルギー需給緩和型という、今の予算科目では 2 番目の事業です。文章の内容は、ほぼ同じです。細かいところに入っていきますが、変えさせていただいたのは、19 ページの (1) 比較検討等となっていたのですが、これは、「など」を「等」に変えていいものか。もとは平仮名だったのですが、読みづらいのか。多分ほかはみんな漢字表記しちゃったのですが、気になるところがあります。

あとは、その下のほうですが、応募書類なので、私も基本的に手を入れたくない、ということはあるのですけれども、「並びに」と「及び」という表現が、全部逆というか、使い方がおかしかった、ということがありまして、19 ページの左下ですが、JICA と JBIC の文章があって、JICA については 1 つ、JBIC については 2 つの文章。ですから、それを、2 つの大きいところを束ねるのに、昔は「及び」だったのを「並びに」に変えて、JBIC のほうは 2 つ、枝が分かれているので、こちらの並びを上位、下が及びという形で、よく法令で使うような言葉に置き換えさせてもらいました。もう一回繰り返しどこかで出てきます。20 ページの下ですが、これがまずあります。大したあれではないと思います。

次は、21 ページ上から 3 行目ですけれども、「企画競争募集要領」というような表現に変わってありました。昔は公募提案要領と、右側に書いてありましたが、言葉が大きく変わったということで、これを全てに置き換えさせてもらっています。

2 番目の、エネルギー何とかというところは、ほとんど繰り返してあります。「及び」「並びに」「など」のところを、漢字表記に変えさせていただいたということです。

あとは、21 ページの左上なんですけれども、ここも表現が昔とは変わってありました。JBIC の中の新ガイドラインができたことに伴うんじゃないかと思うんですけれども、表現が昔に比べて、「の参考資料「スクリーニングフォームおよびチェックリスト一覧」という別々に分かれていたのでしょうか。ということで、このように書き改め、これは応募要領

自体が、このように変更しておりましたので、私どもは踏襲させてもらった、ということです。以上が、別紙 2 についてです。

村山座長：

やっぱり、別紙の内容は、ちょこちょこ変わる可能性がありますね。この企画競争募集要領という言い方も、もしかしたら、また変わっちゃうかもしれないし、何か JBIC も、ガイドラインを改定するという話を聞きました。またこれも変わるかもしれませんね。

高梨委員：

JBIC、変えると言っているんですか。

村山座長：

みたいです。だから、別紙に入れておけば。

作本審査役：

入れておけば、よろしいですか。

村山座長：

ええ。あまり抵抗なく。

作本審査役：

私の不安というか、分からないところなんですけど、今、JBIC は、これから民営化ですね。ただお金を国から出ている、ということはあるんですけども、そのガイドラインは。ここでも議論が、ちょっとあったところですけど、JBIC のガイドラインは、どれほど我々は参照しなきゃいけないのかとか、JICA と横並びで行けば違いがあるんです。企業によっては、JICA を使い、JBIC を使いということで、今、ばらばらになっているわけですけども、そのところをどうしたらいいのかなというか、曖昧さが残ったまま、指導していいのか。私はちょっと、不安材料で残っています。

村山座長：

そこら辺は、別紙をどう変えるかの話ですね。

作本審査役：

そうですね。

高梨委員：

基本的に残念なのは、こういうふうに書くと、結局、JETRO のガイドラインが、1 つも出てこないですね。せっかく書いてもらっても。読者である民間は、ここを見れば。JICA と JBIC しかリファしない。本当に残念だね。

村山座長：

そのレベルで、やっていただければ。

高梨委員：

ただ一方では、民間の銀行のほうのあれが、結構だんだん厳しくなっているんで、むしろ JBIC 通っても、会社の、銀行のお金出すほうのあれがあって、今、我々もリスク分析やっているんですけども、民間の銀行さんは、ものすごくやっています。自分たちの株主に対して、説明責任もあるから。だからしっかりやらなきゃいけない、と思っているので。

作本審査役：

一応、悩みということで、皆さんにご相談をかけると。

別紙 3 のほうも、同じような……。

柳委員：

済みません、別紙 1 のところで、国連グローバルコンパクトと、国際グローバルコンパクトと出てくるんですけども、これは、国連の間違いじゃないですか。

作本審査役：

誤植です。済みません。これは国連です。

村山座長：

下から 3 行目ですね。

作本審査役：

全くのタイプミスです。済みません。

柳委員：

それから「および」と「並びに」のことばは、通常は、「および」「並びに」と言うんです。順番的にはね。「並びに」「および」という言葉は、使わないんです。法律用語では。頭に「並びに」が来ることがない。同列のとき、同じ、並列なんです。両方とも。「並びに」も「および」も。だから、「および」「並びに」で。

作本審査役：

全部、「および」「並びに」のほうがいいですか。

柳委員：

いいんじゃないですか。

高梨委員：

でも、さっき作本さんが言ったのは、JICA、JBIC という大きなカテゴリーの 2 つがあって、それが……。

柳委員：

それは「および」でいいわけですね。

作本審査役：

「および」を大きいのにして、この小さいほうは「並びに」でいい。3 段階になると、また変わるんですよ。1 段階、2 段階、3 段階で使い分けしますよね。

柳委員：

だから A & B のときは、& の場合は、全部、「および」「並びに」なんです。それで「または」「もしくは」となったときは、or なんです、and じゃなくて。

高梨委員：

今回の場合は、JICA と JBIC があって、JBIC の中も、また 1 と 2 がありますよ、ということ今回言っているんですよ。

作本審査役：

JBIC のほうには、2 つ子どもがついていて、JICA は 1 個と。それぞれどの接続詞を持ってくるかと。

高梨委員

今言ったのは、「および」「および」になっちゃうの。

作本審査役：

「および」「および」でいいですか。3 つ全部、並列になっちゃう。

村山座長：

それもちよっと、変な感じがする。

作本審査役：

ただ読みやすいのは、最初に「および」で、次に「並びに」なんだけど。

高梨委員：

そうなんだけどね。僕はちよっと、違和感持っている。

作本審査役：

「および」よりも「並びに」のほうが、上の段階だと、私は昔、30年前の知識だから。これはちよっと調べます、私ども1回。用語で。

村山座長：

統一をしていただいて。じゃあ別紙3、行きましょう。

作本審査役：

じゃあ、別紙3に移らせていただきます。これも同じような仕組みで、旧別紙3で使われていた、地球環境型というか、ODA関係の文言を、新興国とエネルギーについて、それぞれ、当てはめさせてもらいました。21ページの左下に、「明確に」というところに、黄色をつけてあります。これは私どもMETIさんのほうで、明確にという表現に置き換えている字句を、比べてみましたら、置き換えていましたので、私どももMETIのほうに合わせたかたちで、明確にという言葉にしてあります。経緯はちよっと分かりません、私は。

次の22ページの「および」「並びに」は、また改めて、私どもで調べます。その次ですが、事業予定地が明らかになっている場合、あるいは、被影響地域が明確になっている場合、こちらのガイドラインの修正の時に、「事業予定地が明らかになっている」という文言を追加したんですね。本体のほうは、このように改めた。いわゆるMETIさんが使っているというか、コピー部分の右のほうには、私どもガイドラインの修正部分が入っているわけがないので、あえてここで、事業予定地が明らかになっている、「あるいは」というのを追加させてもらったのですが、これはよろしいでしょうか。

高梨委員：

これは書いても、民間は飛ばしちゃいますね。スクリーニングがどうだという話。だって経産省のあれには、スクリーニングしか入っていないし、JETROのことは、一切リファしていませんから、若干、自己満足的にあれになっちゃう。

村山座長：

まあ、でも、プロジェクトの実施に伴う影響だから、受けた後で議論するときには、ここは参照できる気もしますけれども、こう書いておけば。

作本審査役：

そうなんです。どこ変えたんだというときには、説明しなきゃいけないですね。METI の応募要領とのずれが出てきますから。

高梨委員：

具体的な案件が決まった後、各署が入るでしょう、現場に。そのときに、事前にヒアリングで、ある程度サイトが決まってあれば、JETRO のガイドラインによれば、こうなっていますと。ステークホルダー協議を入れてくださいと。そのときみんな、そんなの書いてませんよ、経産省のほうにはと。頑張ってください、そこは。

村山座長：

でも JETRO が受託した時点で、このガイドラインが適用されるはずですから。

高梨委員：

それは経産省のあれには書いていない。

村上課長：

事業実施の要領には入っていないですね、JETRO の名前は。ただ、こちらが案件管理をする上で、そのガイドラインをもとにやりますと。JETRO から指導する際に、こういったせりふは言えると思います。だから、残しておいたほうがいいかと。

柳委員：

ある意味で、案件調査をやるには、こういうことまで配慮されるといいですよ、ということなんですよね。

作本審査役：

そうですね。最後は書いてある、書いていない、という押し問答になったんですから。

高梨委員：

残念ながら、書いていないんだね。だからその面では、JETRO さんのほうでチェックしない限りは、出てこない。毎年同じコメントになる。

作本審査役：



むしろ 2 つの指導要領というか、指示書が出ていること自体、すごい神経質になっちゃうんですね。何なんだこれは、どういう仕組みなんだ。

村山座長：

厳密な意味で、ルール違反ではないんだけど、こっちを目指してほしい、ということですよ。

柳委員：

そうそう。それじゃないと、いつもコメントがついて公表されますよと。

作本審査役：

そういう重荷を背負って、行きますか。

村山座長：

残す、ということで。

作本審査役：

また 2 番目も、エネルギーの分野でも、そっくり繰り返しですね。ですから特にここは、改めることは。II 以降はありません。

村山座長：

そうすると、これで一とおりに見ていただいたということで、先ほどの議論でいくと、3 ページのガイドラインの目的にある、案件形成等調査事業のほうは、削除ということですね。そのほうがすっきりすると。

作本審査役：

そうすると、全体にわたって「等」を残す箇所はないかもしれませんね。ここでもう落とすとなりますと。

村山座長：

なくなりますね。

柳委員：

ありますよ。意思決定機関等のとか。

作本審査役：

そうじゃなくて、案件形成にくつつくところでは、全部「等」を取るということで。

柳委員：

取ったほうが良いということですよ。

作本審査役：

よろしいですか、これで METI との関係の。

村山座長：

柳先生、別紙を変えるときは、あまり気を遣わなくていいですか。何かそういうことを一言入れておいたほうがいいんですか。

柳委員：

適宜変わるというところですね。

村山座長：

多分、変わると思うんです。あまり時間を置かず。

柳委員：

別紙が、未来永劫変わらないものじゃないんで。

作本審査役：

別紙のほうの、表題変わる分には、諮問委員会のために、お答えする程度でよろしいですよ。

村山座長：

ということを書いておく必要が。

柳委員：

適宜変わるわけでしょう。それを内部的に変えていいわけだから、委員会に諮らなくたって、変えたっていいと。

作本審査役：

当然のことですよ。

柳委員：

だからそれは、どこかに触れたほうがいいんじゃないかということです。

村山座長：

ただ、諮らずに変えていいかというと、内容を変えちゃってもいいかという話も出てきちゃうので。

高梨委員：

見合わせ条項はあった？ もうなくなった？

佐々木主幹：

あります。

高梨委員：

どこでしたか。

佐々木主幹：

この中では、書いていないです。規定そのものを書いてある。JETRO の。

村山座長：

JETRO の規定ですか。

村山座長：

入っていなかったでしたか。

作本審査役：

あります。5 ページの左上、第 2 パラグラフ。規程では 5 年目ですけど、また将来は、必要に応じてやればいい、というような。

佐々木主幹：

それと、規定の中に、変えるというのも入ったりするんで、両方入っているんです。

作本審査役：

規定のレベルは、これと別の、もうちょっと上位のものにも入っている。

村山座長：

そういう意味では、ここにある、必要に応じて改定を行うという中に、別紙の改定が含ま

れていて、あまり大げさにはしないという、そういう感じですかね。確かに、書き出すと面倒くさいですね。どこまで変えるか。

作本審査役：

別紙の目次をつけるという意識は、どうなのでしょうね。

村山座長：

つまり、事業名の部分だけなのかとか、あとさっきの JBIC の話とか。だから、これでいきますか。必要に応じて改定を行う、の中に。

作本審査役：

ええ、これで行う、で読んでいただけると。

村山座長：

マイナーチェンジが含まれている。

高梨委員：

これ、具体的なプラクティスは、どういうふうに行われるんですか。必要に応じ、という。事業が新しくなったら、メールか何かで。

作本審査役：

もう本当に、今のように、予算の名称が変わったようなのは、事務的な変化ですから、ご報告だけでいいんじゃないかと。あと内容自体が変われば、例えば、ステークホルダーとの付き合い方が変わる、そんなことになれば、内容、調査方法自体も変わる。そのときには、ご相談かけます。

高梨委員：

そうすると、何か変われば、集まらなくても、こういうふうに変えます、というメールでの連絡はすると。

作本審査役：

少なくとも、まずメールが手っ取り早いでしょうから、そういう形での、質的な意味で変わるものがあれば、それをご相談かけることに決まっています。

柳委員：

ただ問題は、5 ページの 6 のガイドラインの改定に当たって、別紙も含めて、と入れるかど

うかです。

作本審査役：

別紙は、本体の一部と考えるから必要ないんじゃないですか。

柳委員：

いやいや、そういうふうに理解するかどうかです。人によって違うと、本則は変えませんが。ここに従って変えますよ。でも、別紙は本則じゃないので、と理解する人もいるから、そうすると、意見も聞かないで、変えてどうなんですか。名称だけだったら。でも、名称が変わると、中身が変わることがあるわけですね。それで整合性が取れなくなると、困るんじゃないですか、という議論が出てくると、それはやっぱり、そこで必要に応じて改定しなければ、別紙の中身も変えなきゃいけない、ということになるので、そういうような理解でいいのかどうかです。別紙も含むかどうか。

作本審査役：

私自身は、どちらでもいいんですけども、例えば、METIに、この部分に手を入れましたとか、変えましたとか、目次っぽいものをつけました、それで説明しやすいですか。それだけです。私はより明晰になるのだったら、それで結構だと思っておりますけど。

村山座長：

基本的には、ガイドラインと言った場合、別紙も含まれている。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

それでガイドライン、別紙を変えるときは、包括的な検討ではないので、必要に応じて改定を行うと。そういう解釈を合意しておく程度でいいんじゃないか、という気がしますが。

柳委員：

その合意がないとね。担当が代わると、分かりませんでしたとなると困っちゃうから。

佐々木主幹：

実際に文言を変えるときに、黙って勝手に事務局が変えてしまうということはないと思うんです。必ず委員にお諮りして、ご意見くださいと。異論がなければこういうふうにしますとか、どんなに簡単な事業名変更であっても、そういう手続を経ますから、黙って、ポ

ンと、いつの間にか変わっていておかしくなった、ということはないと思います。実態上は。

村山座長：

今の点は、今月の委員会で説明するときに、分かるように、少なくとも記録が残るようにしておいたほうがいいですね。

佐々木主幹：

そうですね。分かりました。

村山座長：

一とおわり終わったと思いますが、何かお気づきの点あるでしょうか。今、2時ですね、ちょうど。

高梨委員：

さっき座長が指摘された案件形成の、若干、定義みたいなあれがあったでしょう。そこはいいんですね。

村山座長：

よしとすると。どうでしょう。

高梨委員：

そうじゃないと、またもう一回やることになるから。

作本審査役：

第三者がこれを読んだときに、「等」がついていると、何のために「等」がついているか、必ず、どういう仕分けというか……。

柳委員：

それ以外のものも含まれる、というふうに解釈するんですね。

作本審査役：

さっきの監査機関が入っているという場合には、まだ分かりやすい説明するんですけども、それ以外の案件形成、調査なのか、調査じゃないのかわからないところに、みんな「等」が入っていたら、これはもう、読む人を疑心暗鬼にさせます。

柳委員：

そう。何か幅広に解釈されちゃって。

作本審査役：

幅広に、何かあるんじゃないかと思われるから、できるだけ、「等」は取る方向がいいんじゃないかという。話がめぐるして、たどりついたところですが。

高梨委員：

座長が言われた案件形成の、そうじゃない案件が入ってくるという、それをちょっと。

作本審査役：

どうなんですか。一応、案件形成ということに、全部おさまるものですよ。将来、別のが来ることはあるんですか。

村山座長：

委託元がそう言って……。

佐々木主幹：

村上課長が、この間質問したのは、実態上、とにかく予算は、そういう形で上げられているということなので。

村山座長：

6 ページの、案件形成調査の定義のところ、あえて「一般的には」という言葉が、今回入っているので、それでよしとしますか。

高梨委員：

本当はそこは、実施段階の話なんですよ。だから村上課長に、またもう一つのあれが来るとき、そこを確認して、少し進んでいるようであれば、そういうのをやってください。もし可能ならば。

村上課長：

分かりました。

高梨委員：

本当に、ステークホルダー業務をやるとなると、時間とお金がかかるので、だから民間の

場合は、結構、大変なんです。

作本審査役：

もう一つ今、私がずっと気になっているのは、このガイドラインが、より浸透して適用されるためには、どうするのかというか、義務規定がここに入っていないんです。見なくても結構ですよ、極端な話、堂々と、これでまた見過ごすんですか、ということになるので、どこかに釘を 1 本刺しておくことはできないですか。ガイドラインを見なきゃいけないよ、というのを。

村山座長：

ガイドラインには、書けないというか。

作本審査役：

書けないですか。このガイドラインを見ることと、ここに書いたら駄目ですか。

村山座長：

だって、これに書いたって、ガイドラインを見なかったら、全然意味がないですよ。ほかにそういう仕組みをつくらないと。

作本審査役：

規定しかないですね。上位の。

柳委員：

基本的には、ガイドラインというものは、外もそうだけど、中をね。中をもしばっているんです、これで。だから、それでもう十分なんじゃないですか。中の人、環境配慮をどんどん推進していけば、そういった形で、指導はされていきますから。

佐々木主幹：

だから、作本さん、それができないから、報告書の作成の段階で、指導をという形で、報告書の質を、少しでも高めていきましょうね、というやり方しか、今は。

作本審査役：

ないですかね。

佐々木主幹：

セカンドベストですけど、そういう形にしましょう、という。



村山座長：

その際の手がかりとして、これがあると。村上さんは今、議論に参加していただいていたので、非常によくわかっていただいたと思うんですが、代わって、別の方が担当されたときは。

高梨委員：

こんなガイドラインあったんですかって。

作本審査役：

そうならないようにお願いします。

高梨委員：

でも現実問題として、これは、渡すんですか。

村上課長：

渡すというのは。

高梨委員：

民間の提案者に。実施者に。

村上課長：

説明会等で配ることは、ないですね。

高梨委員：

そうでしょうね。配ったら？

村上課長：

それは、毎回トライしているんですけども、そこは、今はできていないという状況です。

佐々木主幹：

個別指導というか、面談の段階では、企業さんとの作成の指導段階では、リファしたり、あるいは、お渡ししたりすることは。

村上課長：

それは可能です。

村山座長：

ガイドラインの使い方は、我々のワーキングでは、ちょっと、所掌範囲を超えている気がしますので、委員会で、またそこは。

高梨委員：

この結果を、諮問委員会に報告する。

佐々木主幹：

もう一回きれいにして、委員会の前に、もう一度見ていただいて、それで。

高梨委員：

メールベース？

作本審査役：

メールで。

佐々木主幹：

メールベースで、26日に説明をすると。これはやり方として、どうでしょう、村山先生から、骨子を説明していただいて、それで、あとは作本さんから、詳細といいますから、若干、コメントを加えていただく。

高梨委員：

でも、参加メンバーは、ほとんどワーキンググループの方と重なっているのです……。

佐々木主幹：

それで26日の出席なんですけど、塩田さんが、欠席です。宮崎さんは、出ていらっしゃるので、実際は、宮崎さんだけへの説明という形に。

村山座長：

そうなんですか。満田さんも。

佐々木主幹：

満田さんは、まず来られないと思います。JBICの加藤さんも。

村山座長：

松本さんは。

佐々木主幹：  
来ます。

村山座長：  
松本さん、ちょっと参加されていなかったなので、いろいろとコメントが出てくると思います。

佐々木主幹：  
確かに。ですから、今のところ、欠席は満田、塩田、加藤さん。この3名が欠席。9名分の6名出席ということ。

作本審査役：  
JBICの人には、来てもらったら、本当はよかったのにね。

佐々木主幹：  
本当はそうなんですけど。

村上課長：  
それと、JICAのほうからも今、事務局の方が今、JETROでの改定の議論というか、経緯というか、そういうのを教えてくださいと、ことを言われています。

村上課長：  
あちらも、マイナーチェンジの時期に入りつつあるので。

佐々木主幹：  
議事録も公開しますし、これは公開していますので、全然構わないと思います。  
じゃ、そういうことで、1週間以内にはきれいにして、再度お送りいたします。

柳委員：  
あとさっきのコメントの報告は、次回の諮問委員会でもやるんですか。

佐々木主幹：  
やります。ですから、次第は2つです。このワーキンググループの件と、それから案件審査の件です。

村山座長：

よろしいでしょうか。では、ほかになければ、今日はこれで、終わらせていただきます。  
どうもありがとうございました。ワーキングとしても、これで終わりと。

作本審査役：

どうもありがとうございました。

////////////////////////////////////<終了>////////////////////////////////////